

○過去の処分事例

《個人情報紛失の紛失》

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
高等学校	教諭	39	戒告	平成20年3月、校長の許可を得ずに生徒の個人情報を記録したUSBフラッシュメモリをビジネスバッグに入れて自宅に持ち帰る途中、市内の大衆浴場に立ち寄り、入浴していたところ、車上荒らしに遭い、当該ビジネスバッグを盗まれた。
小学校	教諭	39	戒告	平成20年2月、教務手帳及び校長の許可を得ずに生徒の個人情報を記録したUSBフラッシュメモリを鞆に入れて自宅に持ち帰る途中、ショッピングセンターの駐車場に自家用車を駐め買い物をしていたところ、車上荒らしに遭い、車内に置いてあった鞆を盗まれた。 なお、教務手帳及びUSBメモリの入った鞆は3月ショッピングセンター近くのゴミ置き場で発見された。
小学校	教諭	49	減給 1か月	平成19年12月から平成20年1月までの間、事務処理のため校内で使用していた私物のパソコンを校内LANに接続し、ファイル交換ソフトを使用した際、当該パソコンがコンピュータウイルスに感染しハードディスクに保存していた当該校の児童の個人情報などをインターネット上に流出させたほか、ファイル交換ソフトを当該パソコンから削除し、ファイル交換ソフトの使用を隠そうとした。
高等学校	養護教諭	25	戒告	平成20年5月、保健室に来た生徒の状況を整理するため、校長の許可を得ずに生徒の個人情報を記録していたUSBフラッシュメモリを、ペンケースに入れて持ち出し、列車内で鞆に入れてあったペンケースを取り出し使用後、ペンケースを列車内に置き忘れ当該USBメモリを紛失した。
小学校	教諭	56	戒告	平成20年4月、自宅において学年通信を作成するため児童の個人情報を校長の許可を得ずにフロッピーディスク2枚に記録し、教務手帳とともに、鞆に入れ自宅に持ち帰る途中、大衆浴場に立ち寄り、自家用車内に当該鞆を置いたまま、車を駐車場に駐め、入浴していたところ、車上荒らしに遭い、自家用車内に置いてあった鞆が盗まれフロッピーディスク2枚及び教務手帳を紛失した。 なお、フロッピーディスクの入った鞆が4月、教務手帳が6月、それぞれ発見された。
中学校	教諭	56	戒告	平成20年5月、生徒の個人情報を校長の許可を得ずにUSBメモリに記録し、自宅に持ち帰り使用後、ズボンの左前ポケットに入れて学校に持って行った際、学校でポケットを確認したところ、USBメモリが入っており、紛失した。
小学校	教諭	33	戒告	平成20年2月、新入学児童の個人情報が記載してある書類を校長の許可を得ずに、自宅に持ち帰り使用後、鞆に入れ、自宅の駐車場に止めてある自家用車に積み込んだままにしたところ、翌朝7時ころまでの間、助手席の窓ガラスが割られ、車上荒らしに遭い、車内に置いてあった鞆が盗まれ個人情報を紛失した。
小学校	教諭	37	戒告	平成20年5月、帰宅途中、子どものPTA役員会に出席した際、校長の許可を得ずに持ち出した個人情報の入ったUSBメモリなどをリュックサックに入れ、自家用車の助手席に置いたままにしていたところ、助手席の窓ガラスが割られ、車上荒らしに遭い、車内に置いてあったリュックサックが盗まれ個人情報を紛失した。
小学校	教諭	34	戒告	平成21年2月、校長の許可を得ずに、児童の個人情報を記録したUSBメモリを鞆に入れ退勤し、帰宅途中、自家用車を駐車し、長男を迎えにいったところ、18時18分ころ、車上荒らしに遭い、車内に置いてあった鞆を盗まれUSBメモリを紛失した。 なお、USBメモリの入った鞆は3月盗難現場付近の駐車場で発見された。

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
小学校	教諭	50	戒告	平成21年2月、校長の許可を得ずに、新入学児童の名簿をパソコンに保存して自宅に持ち帰る途中、飲食店に立ち寄り、パソコンを車内に置いたまま自家用車を駐車した際、車上荒らしに遭い、車内に置いてあったパソコンを盗まれ個人情報を紛失した。
小学校	教頭	42	戒告	平成21年3月、新任校で事務引継を行った際、引継文書を鞆に入れ自宅に持ち帰り、翌日、公宅へ戻る途中大衆浴場に立ち寄り、鞆を自家用車内に置いたまま入浴していたところ車上荒らしに会い、車内に置いてあった鞆を盗まれ引継文書を紛失した。
中学校	教諭	32	戒告	平成21年5月、自宅において生徒のテスト結果を集計するため、答案用紙及び成績等が記録されている外付型ハードディスクをパソコンと一緒に鞆に入れ帰宅する途中、スーパーマーケットに立ち寄り、鞆を自家用車に置いたまま駐車した際、車上荒らしに会い、車内に置いてあった鞆を盗まれ個人情報を紛失した。
中学校	教諭	38	戒告	平成21年4月1日、前任校の生徒の成績等が記録されているパソコン及びUSBメモリを鞆に入れ帰宅する途中、子供を迎えに行くため保育園に立ち寄り、鞆を後部座席に置いたまま自家用車を駐車した際、車上荒らしに会い、車内に置いてあった鞆を盗まれ個人情報を紛失した。 なお、パソコン及びUSBメモリは、4月4日に盗難現場付近で鞆に入ったままの状態で見つかった。 ※ 事故者は育児休業中の2年4か月の間、個人情報が記録されているパソコン及びUSBメモリを自宅に持ち帰り保管していた。
小学校	事務主幹	57	戒告	個人情報の複製が禁止されているにもかかわらず個人情報をUSBメモリに保存し、平成21年2月、職員室で当該USBメモリを使用しパソコンで資料作成を行い退勤したが、USBメモリをパソコンに接続したまま退勤したのと思い、翌日、出勤後にパソコンを確認したところ接続されておらず、USBメモリを紛失した。 ※ 事故者は個人情報を記録したUSBメモリを自宅に持ち帰ることを繰り返していた。